

あけましておめでとうございます …千里の道も一歩から…

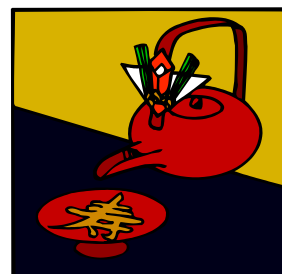
旧年中は大変お世話になり有難うございました。

今年が丑年です。兜町では「丑つまずき」といってあまり良いイメージは無いようです。昨年後半からの株の暴落や大手企業の人員削減計画、経営予測など、悪い情報ばかりです。しかし、「牛の歩みも千里」ということわざもあるように、こういうときこそ基本に帰り、しっかりと足元を見つめながら進みたいものです。

春先には長期優良住宅普及促進法が施行されるようです。具体的な認定基準はこれから発表されますが、今年度の税制改正で、優遇税制が盛り込まれており、対応次第では受注に影響が及ぶかもしれません。

一方、十月からは「瑕疵担保履行法」が施行されますが、保険加入の準備はお済でしょうか？ これまで、度々取上げてきましたが、十月一日以降の住宅の引渡しは保険加入か供託をしなければ認められません。また、保険に加入する為には事前に認定保険法人（住宅保証機構、住宅あんしん保証、ハウスプラス住宅保証機構、日本住宅保証検査機構（JIO）、ハウズジーメン 以上 5 社）の審査を受けなければならないので、早めに参加しておいたほうが良いでしょう。工事直前に申し込んだ場合、審査に時間がかかり、その間、着工できなくなる可能性があります。また、同時に地盤調査もされたうえで地盤保険にも加入されたほうが良いでしょう。この保険はあくまでも施主を保護する為のものであり、工務店の瑕疵をカバーするものではないことを十分理解したうえで、加入してください。審査内容や保険料は各社若干違うようですのでご確認ください。

本年も情報収集に努め、いち早く皆様にお届けしてまいります。ご愛顧のほど宜しくお願い致します。



【情報】

* 住宅税制改正案速報

ローン減税は適用期限を 5 年延長し平成 25 年までとする
H21, 22 年入居の場合は一般住宅の最大控除額を 500 万円(現行 160 万円)とする
長期優良住宅は最大控除額を 600 万円とする
控除期間 10 年で、控除率は 1%
ローン減税額が所得税額よりも多い場合は住民税からも控除できる
省エネ、バリアフリーの改修費用や太陽光発電装置設置費用の 10%を控除する
H22 年末までに購入した土地を 5 年以上所有した後の譲渡益 1000 万円の所得控除…等

* 木造住宅の構造リフォーム展示会及び講演会が行われます

「木造住宅の耐震性と地震被害」

講師 宮澤健二 工学院大学教授

保坂貴司 既存建物耐震補強研究会

出展 越井木材、報国エンジニアリング、大建工業、安田工業、宮澤研究室

日時 平成 21 年 1 月 20 日 (火)

場所 品川区立総合区民会館 7F

主催 既存建物耐震補強研究会 (TEL 0120-37-0167)

会費 無料 (但し、上記へ事前予約が必要)

【定休日】

1 月は 1, 2, 3, 4, 11, 17, 18, 24, 25 日となります

2 月は 1, 8, 11, 15, 21, 22, 28 日となります

ご協力をお願いします。

(お問い合わせは、お客様サービス係の東野まで)

